

NCD自施設データ利用規約

目次

1	NCDの事業目的	2
2	本規約の目的及び適用範囲	2
3	本規約の内容及び利用条件の変更	2
4	通知の方法	2
5	利用者の範囲	2
6	利用データの範囲	2
7	データ利用申し込みの方法	3
8	利用申し込みの拒絶	3
9	届け出事項の変更	3
10	禁止事項	3
11	ID・パスワードの管理	4
12	情報の管理	4
13	NCDシステムの利用の停止	4
14	秘密保持	4
15	本規約の遵守	5
	付則	5
	【別紙1】利用データの範囲について	6

1 NCDの事業目的

一般社団法人 National Clinical Database(以下、「NCD」という。)は、臨床現場の医療情報を体系的に把握し、医療の質向上の資する分析を行うことで、市民の皆様 に最善の医療を提供し、適正な医療水準を維持することを目的としています。NCDシステムは、日本国内で行われている手術・治療情報を保有データベースの維持管理及び提供の仕組みを総称した全体の仕組みを指すものです。

2 本規約の目的及び適用範囲

本規約は、NCDのデータダウンロード機能を正しく活用し、自施設内でデータを適切に管理するため、NCDシステムを通じたNCDデータの利用条件を定めて、自施設における医療品質の評価や改善に寄与することが目的です。自施設診療科の客観的なデータを確認することで、医療現場の実態把握等に資することが望まれています。

なお、他施設と複数施設間でのダウンロードデータの利用に関しては、各社員学会の承諾を得なければなりません。また、本規約以外にNCD事業における倫理的配慮等の共通理解が求められます。

NCDのデータベース事業と連携する法人又は団体等のうち社員学会ではないもの(以下、「連携団体」という。)の領域における自施設データ利用に関する事項については、他の取り決め に特別の定めのあるものを除くほか、当面、本規約を適用します。この場合において、本規約の中「社員学会」とあるのは「連携団体」と読み替えるものとします。

3 本規約の内容及び利用条件の変更

本規約及びNCDシステムの内容、利用条件は、事前の予告なしに変更されることがあります。ただし、利用者に多大な影響が想定される場合は、合理的な事前告知期間を設定し、通知致します。

4 通知の方法

本規約の変更についての通知は、NCDのホームページ上又は症例登録システム内で行い、個別の通知は行いません。

5 利用者の範囲

NCDデータの利用目的を確認し、かつNCDデータ利用申請書(同意を含む)を踏まえて、申請は診療科長が行います。利用者は申請書に署名しなければなりません。なお、NCDに利用者登録されている診療科長又は主任医師に限り、利用権限が付与されます。

6 利用データの範囲

利用可能なデータは、申請者が所属する施設診療科のデータに限ります。なお、ダウンロードデータは、別紙1の記載に基づき、登録時の情報から一部加工情報に変換されます。

7 データ利用申し込みの方法

NCDホームページに公開されているNCDデータ利用申請書をダウンロードし、記入要領（同意書）に従い、内容を記載し、NCDへ提出します。

8 利用申し込みの拒絶

データ利用申請書を受理後、NCD並びに社員学会は、データ利用の可否を検討します。検討の結果、データ利用を拒否する場合があります。

以下の各号いずれかの事由に該当する場合は、申し込みを拒絶する場合があります。

- 1) 本規約に違反するおそれがあると判断した場合
- 2) 申請内容の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- 3) 過去にNCDシステムの利用を拒否されたものである場合
- 4) NCD施設会費の未払いがある場合（算出対象外症例のみ登録している施設は該当しない）
- 5) その他、NCDの運用責任者が利用を適当でないと判断した場合

9 届け出事項の変更

データ利用申請後、申請内容に変更が発生した場合は、NCDに変更依頼を行います。申請内容の大幅な変更などは、再申請の手続きが必要になります。

10 禁止事項

利用者は、NCDのデータ利用に関して、以下の行為をしてはなりません。

- 1) 自施設外でのデータ使用（複数施設のデータを結合又は合成してのデータ使用を含む。ただし、NCD及び社員学会の書面による事前の許可を受けた場合はこの限りでない）
- 2) 本規約に違反する行為
- 3) 虚偽の内容に基づいて利用申請を行う行為
- 4) 第三者が利用者になりすますなど、アクセス権限のない者がNCDデータを不正に抽出する行為
- 5) NCD及び社員学会の著作権、商標権その他知的財産権、又は名誉、プライバシー、財産など法的保護を受ける権利・利益を侵害する行為
- 6) 犯罪に結びつく行為、公序良俗に反する行為、その他法に違反する行為、及びこれらの恐れのある行為
- 7) 利用者が自ら又は第三者を介して、NCD及び社員学会の許可なく、如何なる方法を問わず、NCD管理下のデータベースの複写、複製、転載、引用、配信（ネットワークに接続されたサーバへのアップロードを含む）、編集、翻案、改変、改竄、翻訳等をする行為
- 8) 利用者が自ら又は第三者を介して、NCDシステムと同一又は類似のものを作成する行為

- 9) 利用者が自ら又は第三者をして、NCD及び社員学会の許可なく、NCDデータに関する出版物等を発行する行為
- 10) NCDシステムの運営を妨げる行為、又はその恐れのある行為
- 11) 前各号に定める行為をするように唆したり、助けたりする行為
- 12) その他、NCD及び社員学会が不適切であると判断する行為

11 ID・パスワードの管理

- 1) 利用者は、自己の責任において、パスワード及びユーザーIDを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとしてします。
- 2) パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、NCDは一切の責任を負いません。
- 3) 利用者は、パスワード又はユーザーIDが盗まれたり、第三者に使用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨をNCDに通知するとともに、NCDからの指示に従うものとしてします。
- 4) 申請時に登録するメールアドレスは、当該申請者が特定できる個人のもので登録するものとしてします。

12 情報の管理

利用者は提供された情報を適切に管理するものとし、正当な理由なく申請時の目的以外に利用しないものとしてします。NCDへの不正アクセス又は提供された情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などの危険に対抗するために必要かつ適切な安全対策を継続的に講じるよう、利用者は最大限の注意・努力を払わなければなりません。

13 NCDシステムの利用の停止

以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、NCDシステムの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとしてします。以下、NCDが行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

- 1) NCDシステムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- 2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- 3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により運営ができなくなった場合
- 4) その他、NCDが停止又は中断を必要と判断した場合

14 秘密保持

- 1) 本規約において「秘密情報」とは、守秘義務又はNCDデータ利用に関連して、利用者が、NCDより書面、口頭又は記録媒体等により提供若しくは開示され又は知り得た、NCDデータ及びNCDの技術上、営業上、その他の情報を意味します。ただし、①NCD及び

社員学会から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、②NCD及び社員学会から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、③提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、④秘密情報によることなく単独で開発したもの、⑤NCDから秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。

- 2) 利用者は、秘密情報をデータ利用申請時の利用目的のみに利用するとともに、NCDの書面による承諾なしに第三者へ秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 3) 利用者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前にNCDの書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については前項に準じて厳重に行うものとします。
- 4) 利用者は、NCDから求められた場合にはいつでも、遅滞なく、NCDの指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

15 本規約の遵守

- 1) 利用者は、本規約及び申請内容を理解し、その内容をすべて同意した上で、NCDのデータ利用するものとし、また、本規約を遵守しなければなりません。
- 2) 利用者がNCDデータを利用したときは、本規約及び申請書に記載されている事項をすべて同意し、また遵守することに同意したものとみなします。
- 3) 本規約及び申請書に規定していないデータ利用条件は、NCD運営委員会がその都度定めます。NCD運営委員会が別途定める利用条件、規約、遵守事項なども本規約と同一の効力があるものとし、本規約と同様に扱うものとします。
- 4) NCDシステムを不正に利用しないでください。例えばNCDが提供するインターフェース及び手順以外の方法によるシステムへのアクセスを試みてはなりません。利用者が本規約やポリシーを遵守せず、違反した利用が明らかになった場合には、別に定めるNCD施設会員規則に基づき、直ちにNCDシステムの利用を停止し、施設診療科名を公表することがあります。

付則

- 1) データ利用が本規約とおりに遂行されているかを確認するために、利用施設の利用回数、頻度を公開することがあります。
- 2) NCD のダウンロードデータを学術的に利用する場合、引用・転載した資料において、「一般社団法人 National Clinical Database(NCD)」の出所を明示しなければなりません。
- 3) 平成 28 年 12 月 1 日から当面の間は試行期間とします。
- 4) 令和 2 年 10 月 26 日から一部規定を変更します。
- 5) 令和 4 年 7 月 26 日から一部別紙を変更します。

NCD 自施設データ利用規約

【別紙1】利用データの範囲について

1. 趣旨

一般社団法人 National Clinical Database(以下、「NCD」という。)が管理する利用可能なデータのうち、「NCD ダウンロードデータ」においては、自施設以外の者が特定の個人を識別し得ることを防ぐため、「2. 条件等」のとおり、登録時の情報から制限又は一部加工情報に変換されたものを提供します。ただし、NCD 運営委員会の審議を経た上で、社員学会又は連携団体が、当該領域での公正なデータ利用に留意しつつ、必要と認めるダウンロードデータの範囲及び処理方法を定めたときは、その限りではありません。

2. 条件等

1) 外科系領域

- ・NCD ダウンロードデータは、NCD 症例登録システムにおいて、完了(承認者)ステータスの症例に限ります。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、術者、助手、指導的助手等の氏名並びに医籍番号は含まれません。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、患者生年月日は年代に変換されます。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、日付データは年月に変換されます。ただし、退院日は入院日を起算日として入院日数に変換されます。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、フォローアップ項目の情報は対象外です。

2) 形成外科領域

- ・NCD ダウンロードデータは、NCD 症例登録システムにおいて、完了(承認済)ステータスの症例に限ります。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、術者、助手、指導的助手等の氏名並びに医籍番号は含まれません。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、フォローアップ項目の情報は対象外です。

3) 泌尿器科領域

- ・NCD ダウンロードデータは、NCD 症例登録システムにおいて、完了(承認済)ステータスの症例に限ります。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、術者、助手、指導的助手等の氏名並びに医籍番号は含まれません。ただし、日本泌尿器科学会がその医籍番号について当該医師の承諾を得た場合、この限りではありません。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、患者生年月日は手術時年齢に変換されます。
- ・NCD ダウンロードデータにおいて、フォローアップ項目の情報は対象外です。